

工事実態(工事途中)調査票(1)

四日市港管理組合管理者

様

住所又は所在地

請負者

氏名又は商号及び代表者氏名

印

下記のとおり工事の一部を下請けさせたいので、工事実態(工事途中)調査票及び契約書の写し(当初・変更)を提出します。

- 1 工事番号: _____
- 2 工事名: _____
- 3 工事場所: _____
- 4 工期: _____
- 5 契約額: _____

契約書の内容等の確認			
許可コード 下請業者及び 代表者名		価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
下請業者の 住所及び 連絡先(TEL)		工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
工事内容		注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
請負代金		注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期	
工期		工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	
請負代金の全部・ 一部の前金・出来形 等その支払時期及び 方法		瑕疵担保の責任、当該責任及び履行に関する保証保険契約の締結その他の措置に関する定め(定めている場合)	
工期、請負代金)変 更又は損害の負担等 その額の算定方法		各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
天災その他不可抗力 による工期の変 更、損害の負担等 その額の算定方法に 関する定め		契約に関する紛争の解決方法	

契約内容が確認できるよう契約書(写し)を添付すること。

元請負人は、発注者から支払を受けたときは、下請人に対し1ヶ月以内に相当する下請代金を支払わなければならない。(建設業法第24条の3第1項)また、支払は出来る限り現金払とし、手形の場合、期間は120日以内で出来る限り短い期間とする。

特定建設業者は、下請負人から工事目的物の引き渡しの申し出後、代金の支払いは50日以内とする。(建設業法第24条の5第1項)

